

## 特定非営利活動法人 YNF 役員報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 YNF（以下「当団体」という。）の定款第 19 条の規定に基づき、当団体の役員（第 2 条第 1 号で定義される。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)役員報酬等とは役員地位に対して支払われる報酬をいい、理事が職員を兼務する場合に支払われる給与とは明確に区別されるものとする。
- (3)費用とは、役員としての業務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の額)

第 3 条 理事に対する報酬等の額は、定款第 19 条及び第 32 条に基づき、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 500 万円を超えない範囲かつ役員総数の 3 分の 1 以下の範囲で支給し、理事会において定め、総会に報告する。

2 監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 10 万円を超えない範囲で、総会の決議によって定める。

### (賞与、退職慰労金等)

第 4 条 当団体は、役員及び評議員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

### (報酬等の支払方法)

第 5 条 役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額（ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月 25 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

### (費用)

第 6 条 役員が負担した費用については、未締め翌 25 日払いとし、遅滞なく支払うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月18日総会決議)